

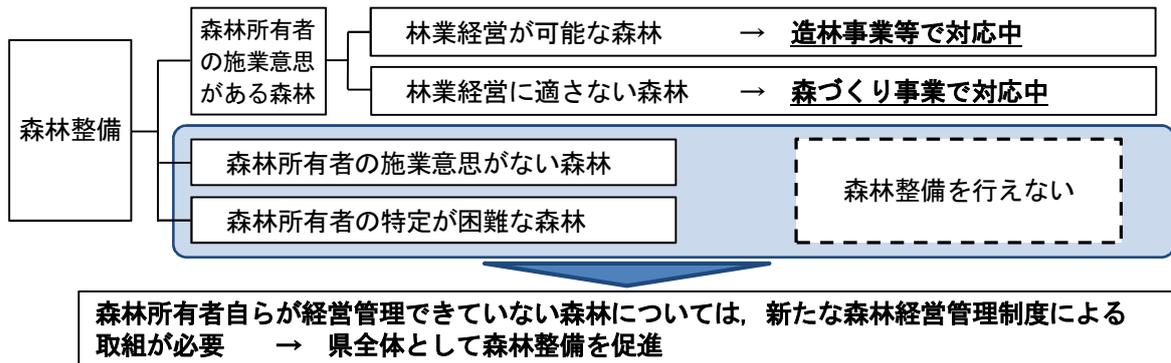
## 新たな森林経営管理制度に関する取組の基本方針の概要

### 1 要旨

「新たな森林経営管理制度」の導入に向け、平成30年1月から10月にかけて、県と市町の実務担当者間で4回の実務研究会を開催して意見交換を行うとともに、8市1町の市町長等幹部に説明し、10月29日に開催した県・市町森林経営管理連絡調整会議で、「新たな森林経営管理制度に関する取組の基本方針」について、市町と合意した。

### 2 新たな取組の基本的な考え方

- 本県においては、森林所有者の施業意思がない、森林所有者の特定が困難であるなど、これまでの取組では、森林所有者自らが経営管理できていない森林が増加しており、今後、過疎化や高齢化等により、更に増加することが予想される。
- このため、森林所有者自らが経営管理できていない森林について、平成31年度から導入される「新たな森林経営管理制度」を活用しながら、森林の経営管理を市町や意欲と能力のある林業経営者によって持続的に行う仕組みを構築し、これまでの取組と併せ、県全体として森林整備を促進する。



### 3 当面の取組方針

- 森林所有者自らが経営管理できていない森林の整備を進めるため、まずは、森林所有者を対象として、今後、森林を経営管理するかどうかの意向の把握（意向調査）を実施する。
- また、意向調査を行う前提として、必要に応じて森林所有者の探索や、境界明確化を通じた森林所有者の特定などの取組も実施する。
- 意向調査の結果を踏まえ、施業実施が困難な箇所（森林所有者の施業意思がない森林、森林所有者の特定が困難な森林）の特定を行う。
- 次の段階として、林業経営に適した森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積するとともに、林業経営に適さない森林については、森林所有者からの申し出に基づき、市町による公的管理を目指すこととする。

#### 4 森林環境譲与税及びひろしまの森づくり県民税の用途について

##### (1) 森林環境譲与税の用途

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、森林経営管理法の制定を踏まえて、森林環境譲与税が創設されることから、用途の考え方を次のとおりとする。

- ・ 市町は、森林所有者の施業意思がない森林の対策（意向調査を含む）に注力するとともに、公共建築物等の木材利用を通じた森林整備の普及啓発を実施
- ・ 県は、森林環境譲与税の取組を市町が行うために必要となる実務の支援、意欲と能力のある林業経営者の育成等について実施

##### (2) ひろしまの森づくり県民税の用途

ひろしまの森づくり県民税の用途は、引き続き、次のとおりとする。

- ・ 森林所有者の施業意思がある森林の整備
- ・ 住宅などの民間建築物を対象とした県産材利用
- ・ ボランティア活動支援 など

#### ■ 森林環境譲与税及びひろしまの森づくり県民税の用途の例

区分	森林環境譲与税	ひろしまの森づくり県民税
森林整備	意向調査 ▶ 森林の意向調査（市町） [ 森林所有者が既に施業意思を示している森林を除く。 ▶ 意向調査を実施する市町の支援（県） ]	—
	間伐等 ▶ 新たな森林経営管理制度を活用した、森林所有者の施業意思がない森林の整備（市町） ▶ 森林整備等を実施する市町の支援（県）	▶ 林業経営に適さないが、森林所有者の施業意思がある森林の整備（市町）
木材利用	▶ 公共建築物等の木材利用を通じた森林整備の普及啓発（市町）	▶ 住宅分野への県産材利用など、県産材の需要拡大による森林資源の利用促進等（県）
担い手対策	▶ 意欲と能力のある林業経営者の育成等（県）	▶ 市町の範囲で自立して活動を行う森林保全活動団体等、森林を活用しながら森林整備を行うものを新たに育成（市町）
その他	—	▶ 県民参加の森づくり（森林・林業体験活動やボランティア活動支援）の推進（市町） ▶ 県民から特別に税を徴収していることや取組内容に理解を得るために行う成果や事業制度、森づくり活動状況報告（県） など